

## 速報重要判例解説

【No.2004-012】

## 貸金業法43条1項の適用と天引利息・17条書面の内容・18条書面の交付時期

【文献番号】	28090639
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第二小法廷 ( 上告審 )
【判決年月日】	平成16年 2月20日
【事件番号】	平成15年(才)第386号 平成15年(受)第390号
【事件名】	不当利得返還請求事件
【裁判結果】	破棄差戻し
【裁判官】	滝井繁男 福田博 北川弘治 亀山継夫
【参照法令】	貸金業規制法17条、18条、43条 利息制限法1条、2条、4条

## 〈本件判決についての解説〉

## 1. 事実の概要

X(有限会社)は、Y(貸金業法による登録を受けた貸金業者)との間で、XがYから手形割引、金銭消費貸借等の方法により継続的に信用供与を受ける合意をした(本件基本契約)。Xは、Yに対し本件基本契約の合意内容を記載した「承諾書」を差し入れ、その後、借入金の増額にともない、5回にわたりほぼ同様の内容の書面を作成し、提出した。Yは、これらの書面の提出を受ける都度、その写し(「承諾書写し」)を交付した。

Yは、Xに対し本件基本契約に基づき、複数回にわたり金銭を貸し付けたが、利息は天引され、また一部貸付けを基にして準消費貸借契約が締結された。さらに、Yは、Xに対し、いくつかの取引において、XがYに対し差し入れた「借用証書」とほぼ同じ内容の「お客様控え」と題する「借用証書控え」や、同様にXがYに対し差し入れた「債務弁済契約証書」の写しを交付した。なお、いくつかの貸付けにおいて、当初の元本の返済期日が1か月ずつその都度延長されることが繰り返された。

また、Yは、Xに対し、各返済期日の約10日前ころ、各貸付けの利息・費用(利息等)の銀行振込による支払を求める旨の書面(Yの銀行口座への振込用紙と一体となったもの。「取引明細書」)を送付した。なお、この利息等の金額は、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えていた。

また、Xは、Yに対し、各貸付けの弁済として金銭を支払った。なお、各弁済の日から20日余り経過した後に、YからXへ送付された本件各取引明細書には、前回の支払についての充当関係が記載されているものがあつた。

以上の事実を前提に、Xは、各貸付けにつき支払われた利息等のうち利息の制限額を超える額を元本に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求めたところ、Yは、貸金業法43条による「みなし弁済」を主張した。

第1審判決、原審判決ともXの請求を棄却した。本判決において判示された点につき、原審判決は、次のように判示した。第1に、貸金業法43条1項が利息制限法1条1項の規定を排除しているのは、同法2条も排除する趣旨である。したがって、天引利息も貸金業法43条の適用対象となり得る。第2に、「承諾書写し」「債務弁済契約証書写し」等の交付により、貸金業法17条1項の要件を具備した書面の交付がされたといえる。第3に、「取引明細書」が送付された各支払については、貸金業法18条1項所定の要件を具備した書面の交付がされたものといえる。したがって、みなし弁済が認められ、Yの不当利得返還債務は存在しない。これに対し、Xが上告した。

## 2. 判決の要旨

破棄差戻「利息制限法2条は、貸主が利息を天引きした場合には、その利息が制限利率以下の利率によるものであっても、現実の受領額を元本として同法1条1項所定の利率で計算した金額を超える場合には、その超過部分を元本の支払に充てたものとみなす旨を定めている。そして、法43条1項の規定が利息制限法1条1項についての特則規定であることは、

その文言上から明らかであるけれども、上記の同法2条の規定の趣旨からみて、法43条1項の規定は利息制限法2条の特則規定ではないと解するのが相当である。

したがって、貸金業者との間の金銭消費貸借上の約定に基づき利息の天引きがされた場合における天引利息については、法43条1項の規定の適用はないと解すべきである。」

「法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守したときには、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、その支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的（法1条）と、上記業務規制に違反した場合の罰則（平成15年法律第136号による改正前の法49条3号）が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。

法43条1項の規定の適用要件として、法17条1項所定の事項を記載した書面（以下『17条書面』という。）をその相手方に交付しなければならないものとされているが、17条書面には、法17条1項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない。」

原審は、原告の根拠当権設定に必要な書類を提出した旨の主張につき認定判断しないで、交付された書面を17条書面と判断しており、この判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

「法18条1項は、貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、同項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）をその弁済をした者に交付しなければならない旨を定めている。

本件各弁済は銀行振込みの方法によってされているが、利息の制限額を超える金銭の支払が貸金業者の預金口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、法18条1項の規定に従い、貸金業者は、この払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、18条書面を債務者に交付しなければならないと解すべきである（最高裁平成8年（オ）第250号同11年1月21日第一小法廷判決・民集53巻1号98頁参照）。

そして、17条書面の交付の場合とは異なり、18条書面は弁済の都度、直ちに交付することを義務付けられているのであるから、18条書面の交付は弁済の直後にしなければならないものと解すべきである。

前記のとおり、Xによる本件各弁済の日から20日余り経過した後に、YからXに送付された本件各取引明細書には、前回の支払についての充当関係が記載されているものがあるが、このような、支払がされてから20日余り経過した後にされた本件各取引明細書の交付をもって、弁済の直後に18条書面の交付がされたものとみることはできない。」

滝井繁男裁判官の補足意見がある。

### 3. 本件判決についてのコメント

(1) 判決の結論には賛成するが、一部の理論構成には疑問がある。

(2) 貸金業法43条は、利息制限法の規制を超える利息（超過利息）が支払われた際、昭和43年の最高裁大法廷判決[1]をもって完成をみた判例理論にもかかわらず、借主が超過利息の返還を請求できない場合（「みなし弁済」）を定める。すなわち、(ア)借主が貸金業者として登録を受けており、(イ)利息・損害金の支払いが業として行う金銭消費貸借上の利息・損害金の契約に基づき、(ウ)債務者が制限超過利息を利息・損害金として任意に支払った場合に、(エ)貸金業法17条の規定する契約書面を契約締結時に遅滞なく交付し、(オ)貸金業法18条の規定する受取証書を支払いの都度直ちに交付すると、みなし弁済の適用があり、債務者は超過利息の返還を請求できない[2]。これらの要件のうち、本判決では、大きく分けて、天引利息に貸金業法43条のみなし弁済の適用があるか、みなし弁済が適用されるためには貸金業法17条の書面にいかなる事項が記載されていなければならないか（記載の内容・程度）、みなし弁済が適用されるためには貸金業法18条の書面がいつ交付されなければならないか、という3つの問題に関し判示した。いずれの問題も、下級審判決・学説に対立があり、の問題については、最高裁として初めて判断を下した。他方、の問題に関連して、平成11年3月判決[3]が、またの問題に関連して、本判決も引用する平成11年1月判決[4]が、さらに両者に関連して、平成2年判決[5]があり、すでに最高裁として一定の見解を示していたが、本判決は、それらを補充し、あるいは別の論点についてさらに見解

を示した〔6〕

- (3) まず、の問題について本判決は、貸金業法43条は、利息制限法1条の例外規定ではあるが、利息制限法2条の例外規定ではないという形式的理由で、天引利息への貸金業法43条の適用を否定した。私は、この問題については、すでに東京高裁平成15年判決〔7〕へのコメント〔8〕の中で検討し、利息制限法2条が利息制限法1条を前提とする条文である以上、貸金業法43条によって利息制限法1条が排除されれば、必然的に2条は問題とならないという理由で、本最高裁判決の理由付けは採用できないと主張した。しかし、貸金業法43条がみなし弁済適用のために定める他の要件である「任意に支払った」に関し、「支払性」がないという理由で天引利息にみなし弁済は適用できないと主張した。詳しくは、前記コメントをご覧いただきたいが、以上のことから、本最高裁判決の理由付けには疑問があるけれども、天引利息に「みなし弁済」を否定するというその結論には賛成する。なお、本判決は、天引利息については、以上のように従来の議論に終止符を打ったが、前払利息については明言しなかった。今後の議論は、こちらに移るとも予想される。
- (4) 次に、及びの問題に関連し、平成2年判決は、判決理由としてではなく、一般論として次のように言及していた。すなわち、「貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)は、貸金業者の事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るための措置として、貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、貸付けの利率、賠償額の予定に関する定めの内容等、法17条1項各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面(以下「契約書面」という。)をその相手方に交付しなければならないものとし(法17条1項)、さらに、その債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額等、法18条1項各号に掲げる事項を記載した書面(以下「受取証書」という。)を当該弁済をした者に交付しなければならないものとして(法18条1項)、債務者が貸付けに係る契約の内容又はこれに基づく支払の充当関係が不明確であることなどによって不利益を被ることがないように貸金業者に契約書面及び受取証書の交付を義務づける反面、その義務が遵守された場合には、債務者が利息又は賠償として任意に支払った金銭の額が利息制限法1条1項又は4条1項に定める利息又は賠償額の予定の制限額を超えるときにおいても、これを有効な利息又は賠償金の債務の弁済とみなすこととしている(法43条1項、3項)。以上のような法の趣旨にかんがみれば、債務者が貸金業者に対してした金銭の支払が法43条1項又は3項によって有効な利息又は賠償金の債務の弁済とみなされるには、契約書面及び受取証書の記載が法の趣旨に合致するものでなければならないことはいうまでもない」というのである。この「法の趣旨に合致することの内容について、この事件の調査官解説は、「本判決が特に『法の趣旨』を云々するのは、契約書面及び受取証書の記載が貸金業規制法17条1項各号、18条1項各号及び大蔵省令所定の記載事項を網羅していること、また、その記載が事実と寸分違わず一致していることを要するという杓子定規な解釈・適用でなく、事実即した幅のある弾力的な解釈・適用を容認する趣旨に窺われる〔9〕」と評価し、「緩和説〔10〕」だと評価されていた〔11〕。本判決は、一般論として「法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである」として、「厳格説」を採用しており、最高裁として、従来の議論の対立に一定の見解を示したことになる。
- (5) の問題に関し本判決は、「17条書面には、法17条1項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない」と判示し、みなし弁済の適用を否定した。先に言及した平成11年3月判決では、返済期日が「毎月X日」とのみ定められ、その日が日曜日その他の休日に該当する場合の取扱いが明定されていなかった場合でも、特段の事情がない限り、契約当事者間にX日が休日であるときは、その翌営業日を返済期日とする旨の黙示の合意があったと推認され、17条書面に記載すべき「各回の返済期日」としては、「毎月X日」という記載で足りると判示していた。他方、従来の下級審判決では、「有効期間2年間、毎月の元本充当額5000円以上」と記載されているに過ぎない書面は、「返済期間及び返済回数」の記載がないとするもの〔12〕、日歩での表示は「実質年率」の表示がないとするもの〔13〕、実質的にみて「返済期間」の記載がないとされたもの〔14〕、包括契約を締結した上で反復継続して個々に金銭を貸し付ける形態の取引では、複数の書面を併せて17条書面とすることができることを前提として、「返済期間」「貸付けの金額」

の記載がないとするもの[15]、同様の形態の取引で、複数の書面によることができることを前提として、記載事項につき時間をかけて計算しなければ理解できない程度の記載では17条書面とはいえないとしたもの[16]、17条書面は、一通の書面で記載しなければならないとした上で、「返済方式、返済期間及び返済回数」の記載がないとしたもの[17]、17条書面は、複数の書面によってよいとするもの[18]、17条書面は複数の書面によってもよいが、補完しあって契約書面として交付されていることを債権者が了解できる状況でなければならないとするもの[19]、契約書面の実質年率を下回る利率の利息しか請求しなかったとしても、17条書面でないとはいえないとしたもの[20]、「貸付けの利率」「利息計算の方法」「返済の方式」「返済の期間及び返済回数」「返済の方法」「各回の返済期日及び返済金額」の記載がないとされたもの[21]、借換えの際には、従前の貸金の元本、利息等ごとにその残額を記載しなければならないとするもの[22]があり、おおむね「厳格説」が採用されてきたと評価できる。先に言及した平成11年3月判決も、文言の記載の問題ではなく、文言の解釈の問題ととらえるべきとした点で、平成2年判決のいう「法の趣旨への合致」を問題としているのであって、本判決で主張された「厳格説」と何ら矛盾するものではない。結局、17条書面については、「法の趣旨への合致」を前提として文言を「厳格に」解釈するというのが最高裁の考え方であり、私は、最高裁の理由付けと同じ理由からこれに賛成である。なお、上に見たとおり、従来から複数の書面の交付により17条書面の要件を満たすことができるかが争われているが、本判決は特に判示していない(補足意見は、例外的に認容することを前提としている)。この点にも注意を要する。

(6) の問題に関し本判決は、「18条書面の交付は弁済の直後にしなければならないものと解すべきであり、弁済の日から20日余りを経過した日に送付されたのでは18条書面に該当しないと判示した。先に言及した平成11年1月判決では、「払込みを受けたことを確認した都度、直ちに」交付しなければならないとしていたのを、事例を付け加えることにより、より具体化したことになる。

従来の下級審では、当初から、貸金業法18条2項との関係で、口座振込みによる弁済の際にみなし弁済の適用を受けるために18条書面の交付を要するかが問題となり、多くの裁判例で交付を要すると判断され[23]、また、18条書面に銀行作成の振込金受取書を代える旨の合意[24]、予め債務者が18条書面の送付を要しない旨の申し出[25]の効力も否定された。類似の問題は、ATMによる支払いの際にも生じ、判決例には、18条書面の問題としてではなく、任意性の問題として扱うものがある[26][27]、その後、紛争の争点は、18条書面をいつ交付しなければならないかという問題に移った。当初、貸金業法18条1項の「直ちに」とは、弁済の提供を受けた時と同時に解されるものがあったが[28]、その後、翌日に交付(送付)されなければならないとする裁判例があったようであり[29]、さらには、弁済の約20日後[30]、約1カ月後[31]であっても43条の適用上支障はないとするものがあった。本判決は、少なくとも20日余りを経過した後に交付された文書が18条書面とならないことを判示したが、今後、より短い日数自体を争点とするのは、形式的に過ぎ、不毛な議論であろう。振込による弁済自体を認めるのであれば、私は、「直ちに」という以上は、払い込みを確認した当日、あるいは遅くとも翌日(翌営業日)に発送しない限り、「直ちに」を満たせないと考える。この意味で、私はこの判決に賛成である。

(7) みなし弁済の適用を広く認めるか(天引利息に認め、17条書面・18条書面の要件を緩く解する)、狭く限定するか(天引利息を対象から除外し、17条書面・18条書面の要件を厳格に解する)は、現在の金融の制限利率のあり方に関するスタンスの違いを大きく反映している[32]、また、本判決が消費者金融でなく、事業者金融を扱っている点を、この点と絡めていかに評価するかも問題となり得る[33]、本判決により最高裁は、貸金業法43条のみなし弁済制度の立法により修正されてしまった昭和43年大法廷判決の理念を再起させ、法の枠内でできる限りその理念に近づけようとしたもの考えられる。

#### 注

[1] 最大判昭和43年11月13日民集22巻12号2526頁。

[2] 立法当時の議論として、大森政輔「貸金業規制法43条と利息制限法(上)(下)」NBL284号8頁以下、285号32頁以下(昭和58年)、同「貸金業規制法43条について」判時1080号3頁以下(昭和58年)、森泉章「貸金業規制法43条の『みなし弁済規定』の意義」判時1081号3頁以下(昭和58年)、小田部胤明「貸金業法43条の要件と立証」判時1081号11頁以下(昭和58年)、大河純夫「貸金業

- 規制二法の成立と金利規制問題(一)(二)』法時55巻9号48頁以下、11号102頁以下(昭和58年) 小田部胤明「貸金業規制法と利息制限法」ジュリ807号6頁以下(昭和59年)参照。
- [3] 最判平成11年3月11日民集53巻3号451頁。この判決に関する研究等として、近藤崇晴・ジュリ1162号131頁以下(平成11年) 西牧正義・ひろば52巻10号68頁以下(平成11年) 竹屋芳昭・判時1691号199頁(判評491号37頁)以下(平成12年) 岩城謙二・法令ニュース35巻2号16頁以下(平成12年) 上田誠一郎・ジュリ1179号(平成11年度重要判例解説)61頁以下(平成12年) 近藤崇晴・曹時52巻8号2476頁以下(平成12年)(『最高裁判所判例解説民事篇(平成11年度(上))』(平成14年・法曹会)213頁以下所収) 平城恭子・判タ1036号(平成11年度主要民事判例解説)79頁以下(平成12年) 賀集唱・リマークス21号1頁以下(平成12年)がある。
- [4] 最判平成11年1月21日民集53巻1号98頁。この判決に関する研究等として、佐久間邦夫・ジュリ1158号114頁以下(平成11年) 岩城謙二・法令ニュース34巻6号16頁以下(平成11年) 渡辺達徳・法セ535号101頁(平成11年) 森泉章・判時1682号208頁(判評488号46頁)以下(平成11年) 比嘉正・ひろば52巻11号74頁以下(平成11年) 飯塚和之・NBL690号60頁以下(平成12年) 比嘉正・明治学院大学法律科学研究所年報16号145頁以下(平成12年) 川神裕・判タ1036号(平成11年度主要民事判例解説)81頁以下(平成12年) 岡林伸幸・名城51巻1号145頁以下(平成13年) 佐久間邦夫・曹時53巻5号1433頁以下(平成13年)(『最高裁判所判例解説民事篇(平成11年度(上))』(平成14年・法曹会)39頁以下所収))がある。
- [5] 最判平成2年1月22日民集44巻1号332頁。この判決に関する研究等として、滝澤孝臣・ジュリ959号92頁以下(平成2年) 森泉章・判時1361号204頁(判評382号42頁)以下(平成2年) 大河純夫・セレクト 90・23頁(平成3年) 鎌野邦樹・ジュリ979号98頁以下(平成3年) 石川利夫・ジュリ980号(平成2年度重要判例解説)75頁以下(平成3年) 副田隆重・法セ440号120頁(平成3年) 中山幾次郎・判タ762号(平成2年度主要民事判例解説)66頁以下(平成3年) 伊藤進・リマークス2号69頁以下(平成3年) 滝澤孝臣・曹時44巻1号225頁以下(平成4年)(『最高裁判所判例解説民事篇(平成2年度)』(平成4年・法曹会)44頁以下所収) 東法子・手研465号12頁以下(平成4年) 伊藤進・別ジュリ135号(森島昭夫=伊藤進編『消費者取引判例百選』)158頁以下(平成7年) 小宮山澄枝・金法1581号218頁以下(平成12年)がある。
- [6] 以上の問題に関する従来の判例・学説の議論については、井上五郎「制限超過利息等の支払と貸金業法43条」小川英明=中野哲弘編『現代民事裁判の課題 貸金』(平成2年・新日本法規)351頁以下、鍛冶勲「貸金業法43条の適用をめぐる法律問題」判タ777号44頁以下(平成4年) 小田部胤明=阪岡文夫『貸金業規制法43条(三訂増補版)』(平成10年・ベルソナージュ)211頁以下、松井英隆「貸金業法43条のみなし弁済」中田昭孝編『現代裁判法大系 金銭貸借』(平成10年・新日本法規)159頁以下、鎌野邦樹『金銭消費貸借と利息の制限』(平成11年・一粒社)295頁以下、長尾治助『判例貸金業規制法』(平成11年・法律文化社)23頁以下、小野秀誠『利息制限法と公序良俗』(平成11年・信山社)326頁以下、とくに 及び について、難波孝一「貸金業法43条に関する判例の動向」薦田茂正=中野哲弘編『裁判実務大系13金銭貸借訴訟』(昭和62年・青林書院)41頁以下、田中京助「貸金業法43条1項の適用要件の審査とこれに関する裁判例の概観」調停時報134号29頁以下(平成8年) 森泉章編著『新・貸金業規制法』(平成15年・勁草書房)318頁以下(鎌野邦樹執筆) 鎌野邦樹「利息制限法・貸金業規制法の今日的課題」千葉18巻1号111頁以下(平成15年)参照。
- [7] 東京高判平成15年7月31日判時1826号63頁、金法1695号97頁、金判1173号15頁。
- [8] 尾島茂樹「利息天引・前払いと貸金業法43条の『みなし弁済』」  
<http://www.tkclex.ne.jp/commentary/data/2003-009.pdf> (そのまま、金沢46巻2号187頁以下(平成16年)へ転載した)。
- [9] 滝澤・前掲注(5)曹時44巻1号237頁。同・前掲注(5)ジュリ959号93頁も参照。
- [10] 吉野正三郎「貸金業法17条の書面要件について」ジュリ1212号64頁以下(平成13年)で使用される用語であり、みなし弁済のための書面要件を緩く解する考え方を指す。これに対するのが「厳格説」であり、書面要件を厳しく解する考え方を指す。吉野論文は、「緩和説」を強く主張する。この問題に関する判例・学説については、こ

の論文参照。本稿は、これらの用語を借用することにする。

- [ 11 ] たとえば、吉野・前掲注(10) 65頁。ただし、滝澤・後掲1頁は、「平成2年判決が、その後の貸金業取引の実際において、みなし弁済規定の適用の基本となっている書面主義から遊離した、書面主義とは相容れない趣旨に、いわば曲解されていたように窺われなくもない。」(滝澤判事の - 引用者注) 判例解説が貸金業者あるいは債務者から貸金業取引関係訴訟に証拠として提出されていると仄聞するにつけ、また、実際にも体験するにつけ、少なからず忸怩たる思いにかられるところであった」とされ、従来の評価に異論があったようである。
- [ 12 ] 秋田地判昭和63年3月14日判時1290号131頁。この判決の研究である中馬義直・ジュリ989号119頁以下(平成3年)は賛成。
- [ 13 ] 京都地判昭和63年8月19日判時1318号106頁。この判決の研究である遠藤美光・ジュリ987号109頁以下(平成3年)は賛成。
- [ 14 ] 東京地判平成2年12月10日判タ748号169頁。解説として、小川由美子・別ジュリ135号(森島昭夫=伊藤進編『消費者取引判例百選』)156頁以下(平成7年)がある。
- [ 15 ] 富山地判平成4年10月15日判時1463号144頁。この判決の研究である小林俊明・ジュリ1107号150頁以下(平成9年)は賛成。
- [ 16 ] 名古屋高判平成8年10月23日判時1600号103頁、金法1473号32頁。この判決の研究である鎌野邦樹・判時1612号192頁(判評465号30頁)以下(平成9年)は賛成。研究として、小野傑・金法1477号6頁以下(平成9年)長尾治助・リマークス17号47頁以下(平成10年)がある。
- [ 17 ] 東京地判平成10年1月21日金判1052号49頁、判タ1016号231頁。
- [ 18 ] 東京高判平成13年1月25日判時1756号85頁、判タ1085号228頁、金判1128号41頁。研究等として、渡辺知行・金判1137号63頁(平成14年)、島田佳子・判タ1096号(平成13年度主要民事判例解説)66頁以下(平成14年)がある。
- [ 19 ] さいたま地判平成13年11月30日金判1136号32頁。
- [ 20 ] 札幌高判平成14年2月28日金判1142号23頁。
- [ 21 ] 千葉地版平成14年3月13日判タ1088号286頁。
- [ 22 ] 東京高判平成16年3月16日金判1189号18頁。
- [ 23 ] 京都簡判昭和59年8月8日判タ539号385頁、京都簡判昭和59年8月10日判タ539号385頁(以上の2判決につき、解説として、森泉章・月刊消費者信用3巻11号78頁以下(昭和60年)、小田部胤明・月刊消費者信用17巻8号28頁以下(平成11年)がある)、佐世保簡判昭和60年7月23日判時1187号121頁(研究として、森泉章・判時1206号168頁(判評333号30頁)以下(昭和61年)は、賛成、神前禎・ジュリ942号115頁以下(平成元年)は、反対) 京都地判昭和63年8月19日・前掲注(13)(遠藤・前掲注(13)は賛成) 大阪高判平成元年3月14日金判827号29頁、判タ705号175頁(解説として、水野有子・判タ735号80頁以下(平成2年)がある)、名古屋地判平成7年5月30日判タ897号213頁、東京高判平成9年6月10日金判1037号16頁(解説として、旗田庸・銀法556号14頁以下(平成10年)がある)、東京高判平成9年11月13日判タ995号171頁、金法1544号66頁、千葉地判平成14年3月13日・前掲注(21)。手形小切手決済の事例として、大阪地判昭和61年9月26日判タ652号246頁、さいたま地判平成13年11月30日・前掲注(19)。なお、当初、立法者意思を示すものとして、大蔵省銀行局内貸金業関係法令研究会編『一問一答貸金業規制法の解説』(昭和58年・金融財政事情研究会)128頁は、この場合は、18条書面を交付しなくてもみなし弁済の適用があったとしていた(その後、実質的な改訂版では、この記述は削除されたようである)。
- [ 24 ] 大阪高判平成元年3月14日・前掲注(23)。
- [ 25 ] 東京高判平成9年11月13日・前掲注(23)。反対の事例(浦和地判平成12年6月23日(未公刊))を紹介するものとして、小田部胤明「貸金業規制法18条書面を交付しなかったが、43条のみなし弁済が認められた特例」月刊消費者信用19巻5号20頁以下(平成13年)。田中・後掲4頁も参照。
- [ 26 ] 東京地判平成9年2月21日判時1624号116頁、判タ953号280頁、金法1483号54頁(解説として、長尾治助・リマークス17号47頁以下(平成10年)がある)、東京高判平成9年11月17日金判1047号3頁、金法1544号67頁(解説等として、旗田・前掲注(23)、今井攻・判タ1005号(平成10年度主要民事判例解説)78頁以下(平成11年)、秦光昭・リマークス19号39頁以下(平成11年)、比嘉正・銀法558号64頁以下(平成11年)がある。秦解説は、この判決

に反対。

- [ 27 ] その他の論点を扱う判決例として、「事務取扱手数料及び調査料」名目の金員の支払いを立替金に充当する旨を記載した受取証書は、18条書面ではないと判断したもの（東京地判昭和61年10月3日判時1250号70頁。評釈として、竹屋芳昭・判時1266号201頁（判評351号39頁）以下（昭和63年）は賛成）天引利息にみなし弁済が適用されることを前提とした18条書面の有効性を肯定したもの（札幌高判平成14年2月28日・前掲注(20)）否定したもの（東京高判平成16年3月16日判時1849号44頁、金判1189号18頁）弁済前に交付され書面が18条書面になり得るとするもの（札幌高判平成14年2月28日・前掲注(20)）否定したもの（最判平成16年2月20日金判1188号2頁（本判決と同日に下された判決で、別判決）がある。
- [ 28 ] 『貸金業関係事件執務資料』（民事裁判資料159号）（昭和60年）42頁。
- [ 29 ] 大河雅弘「貸金業法43条（みなし弁済）の功罪とその考察（上）（下）」NBL616号52頁以下、618号43頁以下（平成9年）で引用される横浜地判平成8年2月8日（未公開）。
- [ 30 ] 東京高判平成14年11月28日（本件控訴審）金判1163号39頁。
- [ 31 ] 東京地判平成10年5月28日金法1544号74頁。
- [ 32 ] このことは、尾島・前掲注(8)で強調した。そこで引用した竹内昭夫教授、及び本稿では省略したが、本判決の滝井裁判官の補足意見の主張をいかに評価するかである。
- [ 33 ] 吉野・後掲4頁参照。
- \* 本判決は、金判1188号2頁に掲載されている。また、本判決へのコメント・解説として、滝澤孝臣・金判1188号1頁、吉野正三郎・銀法631号4頁以下、田中幸弘・NBL783号4頁以下、角田美穂子・法セ593号114頁以下（いずれも平成16年）がある。
- \*\* 原稿送付後、本判決が、金判1191号14頁に掲載されているのに接した。

（平成16年5月20日）

著者：金沢大学大学院法務研究科教授 尾島茂樹